

理 由

水産資源の増大等を図るため、適切な地方負担の下に国が漁場整備を行うことができるよう措置するとともに、漁港施設の機能の高度化を図るため、構造改革特別区域法に規定されている特定漁港施設に関する特例措置を全国において実施するための規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。